

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する裁定の事務処理要領について（通達）

〔最終改正 令和7.12.12 例規情第36号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしの要領を下記のように定め、平成28年11月30日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する裁定の事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、国外犯罪被害弔慰金等（以下「弔慰金等」という。）の支給に関する裁定の事務（以下「裁定事務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

裁定事務の取扱いについては、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「法」という。）及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

3 用語

この要領で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2 基本的留意事項

1 裁定事務に当たっては、国外犯罪被害者又はその遺族の心情及び立場を十分に理解するとともに、裁定事務が適正かつ迅速に行われるように努めること。

2 裁定事務は、国外犯罪被害者又はその遺族の利害に深く関わるものであるから、関係機関との緊密な協力の下に、必要な調査及び資料の収集を行い、国外犯罪被害の実態等を正しく把握するように努めること。

3 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する制度（以下「弔慰金等制度」という。）の対象事案又はその可能性がある事案を把握した場合は、国外犯罪被害者又はその遺族に対して広報用リーフレット等を交付するなどの方法により弔慰金等制度の教示を行うこと。この場合において、国外犯罪被害者又はその遺族の心情を害することのないように配慮すること。

4 弔慰金等の支給は、都道府県公安委員会の裁定を待って初めて行われるものであるため、弔慰金等が支給されるか否かについて不用意な言動は慎むこと。

第3 受付窓口等

1 国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書（規則様式第1号）及び国外犯罪被害障害見舞金支給裁定申請書（規則様式第2号）（以下「申請書」と総称する。）の受付事務は、警務部警務課において取り扱うものとする。

2 警察署において弔慰金等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から弔慰金等の支給に係る申出が行われたときは、当該申請者に対し警務部警務課長（

以下「警務課長」という。)に申請書を提出するように教示するとともに、当該申出に係る情報について警務課長に通報するものとする。

3 警務課長は、申請者からの求めに応じ、申請書に添付する書類の種類及び申請書類の記載方法の教示その他必要な援助を行うものとする。

4 警務課長は、後記第4の規定により申請書を受け付けたときは、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請受付簿(別記様式第1号)及び国外犯罪被害弔慰金等関係処理簿(別記様式第2号)に必要な事項を記載するとともに、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請受付報告書(別記様式第3号)により速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

5 前記第3の4の報告を受けた本部長は、その内容を京都府公安委員会(以下「公安委員会」という。)に報告するものとする。

第4 申請書の受付

申請書の受付に当たっては、申請書の記載事項の不備等を理由とした受付の拒否、申請書の預り保管等を行うことがないようにするとともに、次に定めるところにより処理するものとする。

1 申請者の確認等

(1) 申請者が弔慰金等の支給を受けるべき者であることを確認すること。

(2) 同一の国外犯罪被害について2人以上の者が裁定を受けようとするときは、それぞれ申請をさせること。

(3) 申請書の提出が代理人によって行われるときは、委任状を提出させるとともに、申請書に代理人の住所及び氏名を記載させること。

2 添付書類の省略

(1) 規則第12条第1項の規定により添付書類が省略される場合には、申請書の備考欄に次に掲げる事項を記載させること。

ア 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名

イ 省略した添付書類の名称

(2) 次に掲げる添付書類は、省略させることができる。この場合においては、申請書の備考欄に省略した添付書類の名称及び改めて申請した理由を記載させること。

ア 国外犯罪被害障害見舞金に係る裁定の申請を行った者が死亡したため、その遺族が改めて国外犯罪被害弔慰金に係る裁定の申請を行う場合における両者の申請に重複する書類

イ 国外犯罪被害弔慰金に係る裁定の申請を行った者が裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順位遺族となった者が改めて国外犯罪被害弔慰金に係る裁定の申請を行う場合における両者の申請に重複する書類

3 記載事項の確認等

(1) 申請書の記載事項に不備がないことを確認すること。

(2) 申請書に不備があった場合には、相当な期間を定めて申請書の補正を求めること。ただし、申請書を受け付けた後に不備を認めた場合において、当該不備が明らかな誤字、脱字等軽微なものであるときは、受付担当者が申請者に連絡し確認を行った上で、必要な補正を行うこと。

- (3) 申請書に必要な添付書類が添付されていることを点検すること。
- (4) 申請書の受付欄に受付年月日及び受付番号を記載すること。
- (5) 申請が法第9条第2項に規定する領事官を経由して行われた場合は、受付欄に当該領事官の名称及び当該領事官に書類が提出された日を併せて記載すること。

第5 調査等

- 1 警務課長は、裁定事務を行うため必要があると認めるときは、法第13条の規定による調査等（以下「調査等」という。）を行うものとする。この場合において、出頭又は医師の診断を受けることの求めは、文書を送付することにより行うものとする。
- 2 警務課長は、調査等を行うに当たって、文書その他の物件を提出させるときは、提出者の求めに応じ、預り書（別記様式第4号）を交付するものとする。ただし、申請者が、電子情報処理組織により文書等を送付する場合は、預り書の交付を要しない。
- 3 警務課長は、外務省その他の公務所又は公私の団体に対し、裁定事務に必要な事項の報告等を求めるときは、国外犯罪被害弔慰金等関係事項照会書（別記様式第5号）により照会するものとする。
- 4 警務課長は、調査等が裁定を行うために必要な範囲に限り行うことができるものであることに留意し、調査権の濫用とならないようにするとともに、申請者その他の関係人の権利を損なうことがないように、調査等の方法等を十分検討すること。
- 5 警務課長は、調査等を行うため必要があると認めるときは、関係する所属長に対し協力を求めることができる。
- 6 警務課長は、調査等により判明した結果を書面に記録しておくものとする。

第6 裁定案等の作成

- 1 警務課長は、申請書、その添付書類、法第12条第2項の規定により国家公安委員会から提供を受けた情報、前記第5の調査等により得た情報等に基づいて、国外犯罪被害弔慰金支給裁定案又は国外犯罪被害障害見舞金支給裁定案（以下「裁定案」という。）を作成するものとする。
- 2 裁定案の作成に当たっては、国外犯罪被害弔慰金支給審査票（別記様式第6号）又は国外犯罪被害障害見舞金支給審査票（別記様式第7号）を用いることにより、法、規則等に基づいた適正な裁定に努めるものとする。
- 3 警務課長は、申請者が調査等に協力しないため適正な裁定を行うことができないと認めるときは、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下案（以下「却下案」という。）を作成し、次に掲げる事項を明らかにした書面をこれに添付するものとする。
 - (1) 申請者に対して行った調査等の内容及び方法
 - (2) 申請者が調査等に協力しないことについて、正当な理由がないこと。

第7 裁定案の報告等

- 1 警務課長は、裁定案又は却下案を作成したときは、その内容を本部長に報告するものとする。
- 2 前記第7の1の報告を受けた本部長は、裁定案又は却下案に関係資料を添えて公安委員会に提出するものとする。

第8 通知書の交付

- 1 警務課長は、公安委員会の裁定等が行われたときは、その結果に基づき国外犯罪被

害弔慰金等支給裁定通知書（規則様式第3号）又は国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書（規則様式第4号）（以下「通知書」と総称する。）を作成し、速やかに申請者に電子情報処理組織若しくは郵送により送付し、又は交付するものとする。ただし、郵送により送付し、又は交付する場合は、受領書（様式第8号）を徴するものとする。

2 警務課長は、弔慰金等の支給を受けることができる旨の通知をするときは、併せて国外犯罪被害弔慰金等支払請求書（規則様式第5号）を交付するものとする。

3 警務課長は、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書を交付する場合にあっては裁定の内容及び理由を、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書を交付する場合にあっては申請を却下した理由を十分に説明し、申請者の理解を得るように努めること。

4 警務課長は、前記第8の1の規定による通知をする場合において、申請者が国外に所在しているため申請者に対して裁定の内容、理由等を直接説明することが困難であるときは、必要に応じて別紙に理由等を記載した上で、警察庁、国家公安委員会及び外務省を通じて通知書を交付するものとする。

第9 警察庁への報告

警務課長は、前記第8の1の規定により通知書を作成したときは、当該通知書の写しを警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長に送付するものとする。

第10 不正利得の認知

所属長は、偽りその他不正の手段により弔慰金等の支給を受けた者があることを知ったときは、その旨を警務課長に通報するものとする。

第11 審査請求の取扱い

警務課長は、公安委員会が行った裁定等について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求書が提出されたとき又は審査請求に関する相談を受けたときは、行政不服審査法その他関係法令に基づいて、適正に処理するものとする。

第12 職員に対する教養

警務課長は、警察職員に対して弔慰金等制度に関する指導教養を実施し、申請者に対する弔慰金等制度に係る教示を適切に行うことができるように努めるものとする。

様式第2号

国外犯罪被害弔慰金等関係処理簿

事件名				
申請者	本籍・国籍			
	現住所			
	国内最終住所等			
	国外犯罪行為時住所			
	フリガナ 氏名	-----		
	生年月日	年	月	日
犯罪被害者	本籍			
	住所			
	フリガナ 氏名	-----	男・女	
	生年月日	年	月	日
受付	受付番号	第	号	
	受付年月日	年	月	日
	領事官受付年月日			
	受付機関	警務課 ・ () 領事官経由		
	受付報告年月日	年	月	日
	警察庁登録番号			
裁定申請却下	番号	第	号	
	却下年月日	年	月	日
	通知年月日	年	月	日
	内容			
裁定	裁定番号	第	号	
	裁定年月日	年	月	日
	通知年月日	年	月	日
	警察庁への報告	年	月	日
	内容			

	年 月 日	件名 (内容)	調査・照会先	回答年月日
調 査 ・ 照 会				

年 月 末日 廃棄

京都府警察本部長 殿

第 号
年 月 日
警 務 課 長

国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請受付報告書

住所

氏名

による国外犯罪被害 弔慰金 の支給に
障害見舞金

係る裁定申請を、下記のとおり受け付けましたので、その申請書を添付して報告します。

記

- 1 受付年月日 年 月 日
- 2 受付番号 第 号

年 月 日

住所

氏名

殿

京都府公安委員会

(公印省略)

預 り 書

から の支給裁定申請書が提出されたことに関し、この裁定の事務に必要なため、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第13条第1項の規定により下記物件を預かりました。

なお、この預り物件は、本裁定が終了したときは、この預り書を引換えに返還します。

記

品 名	数 量	備 考	
		取扱者	

第 号
年 月 日

殿

京都府公安委員会
(公 印 省 略)

国外犯罪被害弔慰金等関係事項照会書

国外犯罪被害弔慰金等の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記の者に係る別紙記載の事項を調査の上回答されたく、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第13条第2項の規定により照会します。

記

様式第 6 号

国 外 犯 罪 被 害 弔 慰 金 支 給 審 査 票

事 件 名
申請者氏名

審査項目		疎明資料	審査結果
申請年月日	有効な期限内の申請であるか（法第 9 条第 3 項、第 4 項）	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> やむを得ない理由の証明書類（規則第 7 条第 8 号）	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 無効
国外犯罪被害者	国内法では罪に当たる生命・身体を害する行為が行われたか（法第 2 条第 1 項）	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の聴取結果 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	死亡の事実（死因を含む）及び年月日を確認できるか	<input type="checkbox"/> 死亡診断書又は死体検案書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない
	国外犯罪行為と死亡との間に因果関係があるか（法 2 条第 2 項）	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の聴取結果 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 関係あり <input type="checkbox"/> 関係なし
国外犯罪被害者	国外犯罪行為時に日本国籍を有していたか（法第 2 条第 3 項）	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 国籍あり <input type="checkbox"/> 国籍なし
	国外犯罪行為時の生活の本拠はどこか <input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外で永住せず <input type="checkbox"/> 国外で永住	<input type="checkbox"/> 在留届等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外非永住 <input type="checkbox"/> 国外永住
申請者（遺族の場合）	国外犯罪行為時に日本国籍を有していたか（法第 3 条）	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 国籍あり <input type="checkbox"/> 国籍なし
	国外犯罪行為時に日本国内に住所を有していたか（法第 3 条）	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 有する <input type="checkbox"/> 有さない
	国外犯罪被害者又は先順位もしくは同順位の遺族を故意に死亡させていないか（法第 5 条第 4 項）	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 先順位又は同順位遺族の死亡の状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> した
	第一順位遺族であるか（法第 5 条）	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	第 1 号 国外犯罪被害者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情がある場合を含む（事実関係と当事者間の合意が必要））	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	第 2 号 国外犯罪被害者の収入により生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> 国外犯罪被害者の収入に係る書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	第 3 号 国外犯罪被害者と生計維持関係のない国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
その他	他に第一順位遺族はいるか <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

審査項目		疎明資料		審査結果
不支給要件 (法第6条・規則)	第1条	国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係はないか <input type="checkbox"/> 夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む） <input type="checkbox"/> 直系血族（親子は事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む） <input type="checkbox"/> 同居の兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> 加害者の戸籍 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 関係なし <input type="checkbox"/> 関係あり
	第2条	国外犯罪被害者が高度の危険が予測される地域に所在していなかったか <input type="checkbox"/> 危険情報等に基づく判断 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 所在せず <input type="checkbox"/> 所在
	第6条	（所在していた場合）当該地域に所在するやむを得ない理由があったか <input type="checkbox"/> 業務を行う必要性があった <input type="checkbox"/> 生活の本拠が当該地にあった <input type="checkbox"/> その他やむを得ない理由があった	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 理由あり <input type="checkbox"/> 理由なし
	第3条	国外犯罪被害につき国外犯罪被害者又は第一順位遺族に右の行為がなかったか <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の教唆又は幫助あり <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の誘発行為あり <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為に関連する著しく不正な行為あり	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 行為なし <input type="checkbox"/> 行為あり
	第4・5条	国外犯罪被害者又は第一順位遺族に右の事由がないか <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の容認 <input type="checkbox"/> 反社会的組織への所属 <input type="checkbox"/> 報復行為の実施 <input type="checkbox"/> その他の事情	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 事由なし <input type="checkbox"/> 事由あり
	第6条	（いずれかの不支給要件を満たす場合）支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるか <input type="checkbox"/> 特段の事情を示す資料（ ）		<input type="checkbox"/> 事情あり <input type="checkbox"/> 事情なし
支給制限	国家公安委員会告示で定められる給付金の支給がなされていないか <input type="checkbox"/> 支給の通知に関する証明書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 支給なし <input type="checkbox"/> 支給あり	

- 注 1 網掛け部分にがある場合には詳細を確認すること。
2 客観的に判断できる事項以外は、必要に応じて、別紙に検討結果等を記載して審査票に添付すること。
3 疎明資料のうち、「その他」とする場合には、当該資料名を漏れなく記載すること。

別紙

審査項目	検討結果

様式第7号

国外犯罪被害障害見舞金支給審査票

事件名

申請者氏名

審査項目		疎明資料		審査結果
申請年月日	有効な期限内の申請であるか（法第9条第3項、第4項）	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> やむを得ない理由の証明書類（規則第7条第8号）		<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 無効
国外犯罪被害	国内法では罪に当たる生命・身体を害する行為が行われたか（法第2条第1項）	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の聴取結果 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	障害の部位及び状態が確認でき、障害の程度は法別表に掲げる程度のもものと認められるか（法第2条第4項、別表）	<input type="checkbox"/> 医師等の診断書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
	国外犯罪行為と障害との間に因果関係があるか（法2条第2項）	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の聴取結果 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 関係あり <input type="checkbox"/> 関係なし
国外犯罪被害者（申請者）	国外犯罪行為時に日本国籍を有していたか（法第2条第3項）	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 国籍あり <input type="checkbox"/> 国籍なし
	国外犯罪行為時の生活の本拠はどこか <input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外で永住せず <input type="checkbox"/> 国外で永住	<input type="checkbox"/> 在留届等 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 国外非永住 <input type="checkbox"/> 国外永住
不支給要件（法第6条・規則）	第1条 国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係はないか <input type="checkbox"/> 夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む） <input type="checkbox"/> 直系血族（親子は事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む） <input type="checkbox"/> 同居の兄弟姉妹	<input type="checkbox"/> 加害者の戸籍 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 関係なし <input type="checkbox"/> 関係あり
	第2条 国外犯罪被害者が高度の危険が予測される地域に所在していなかったか <input type="checkbox"/> 危険情報等に基づく判断 <input type="checkbox"/> その他（ ）			<input type="checkbox"/> 所在せず <input type="checkbox"/> 所在
	第3条 (所在していた場合) 当該地域に所在するやむを得ない理由があったか <input type="checkbox"/> 業務を行う必要性があった <input type="checkbox"/> 生活の本拠が当該地にあった <input type="checkbox"/> その他やむを得ない理由があった	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 理由あり <input type="checkbox"/> 理由なし
	第4条 国外犯罪被害につき国外犯罪被害者に右の行為がなかったか <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の教唆又は幫助あり <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の誘発行為あり <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為に関連する著しく不正な行為あり	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 行為なし <input type="checkbox"/> 行為あり
	第5条 国外犯罪被害者に右の事由がないか <input type="checkbox"/> 国外犯罪行為の容認 <input type="checkbox"/> 反社会的組織への所属 <input type="checkbox"/> 報復行為の実施 <input type="checkbox"/> その他の事情	<input type="checkbox"/> 現地捜査機関等からの情報提供 <input type="checkbox"/> 関係者の申述書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 事由なし <input type="checkbox"/> 事由あり
	第6条 (いずれかの不支給要件を満たす場合) 支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるか <input type="checkbox"/> 特段の事情を示す資料（ ）			<input type="checkbox"/> 事情あり <input type="checkbox"/> 事情なし
支給制限	国家公安委員会告示で定められる給付金の支給がなされていないか <input type="checkbox"/> 支給の通知に関する証明書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 支給なし <input type="checkbox"/> 支給あり	

- 注 1 網掛け部分にがある場合には詳細を確認すること。
 2 客観的に判断できる事項以外は、必要に応じて、別紙に検討結果等を記載して審査票に添付すること。
 3 疎明資料のうち、「その他」とする場合には、当該資料名を漏れなく記載すること。

別紙

審査項目	検討結果

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受領者
住 所
氏 ふりがな 名

受 領 書

年 月 日付で国外犯罪被害（弔慰金・障害見舞金）の支給裁定申請をしましたが、その結果について下記のとおり通知書を受領しました。

記

申 請 者	住所 氏名
通 知 書 番 号	
通 知 書 名	
受 領 年 月 日	年 月 日
備 考	

注 受領者と申請者が異なる場合は、備考欄にその関係を記載すること。